

～「子どもを共に育む京都市民憲章」を 推進する条例の制定に向けて～

「人づくり21世紀委員会」からの 新たな提言

私たち「人づくり21世紀委員会」は、3年間にわたり「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及・実践を進めてきました。

しかし、「大人社会」の影響により、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、子どもたちの命に関わる事件が多発しています。

そこで、子どもたちの健やかな育ちを守るため、多くの市民の知恵と熱意を結集して京都市への「提言書」を作成しました。

この「提言書」が、「憲章を推進する条例」の制定に大きな力となるとともに、市民一人一人の問いかけとなることを願います。

平成22年6月

人づくり21世紀委員会



「人づくり21世紀委員会」の活動に寄せて

人づくり21世紀委員会 代表 尾池 和夫

「人づくり21世紀委員会」の代表をおおせつかって早2年近くが経過しましたが、「人づくり」という答えの出ない課題の前で、「子どもたちのために何ができるか？」これほど真剣に考えている団体や市民が存在すること自体、地域ぐるみの教育が実践されている京都のまちの特性であると実感しています。

この間、「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例の制定を見据えて行われた2回にわたる「意見交換会」に参加したが、社会全体で子どもの育ちを守る真摯な思いには率直な共感を覚えました。

私の専門は地震学であります。活断層運動で形成された京都盆地には、たつぷりと地下水が蓄えられ、そこに都として栄え、長年にわたって時代時代の文化が育まれてきました。それを私は「変動帯の文化」と呼んでいます。この美しい自然と文化を守り、次代を担う子どもたちを健やかに育むことは、今なお、変わらずに求められています。

また、急速に社会が変化する中、子どもたちの未来を見据えて将来を予想することが必要であり、私たちの願いである「子どもの育み」においても、「子どもを育てる環境」という観点から「子どもが育つ環境づくり」という視点への転換が必要ではないでしょうか。

そこで「大人が何をすべきなのか。」「何をしてはならないのか。」

ケータイ・メディアの弊害や児童ポルノの氾濫など、子どもを取り巻く環境がますます悪化している現代において、今回の提言は、その課題に真正面から挑戦を続ける「人づくり21世紀委員会」の活動の集大成です。

ゆるやかな市民のネットワークが巻き起こした動きが、やがて「子どもを共に育む京都市民憲章」の条例化へと進む大きな地殻変動と成ることを期待いたします。

「人づくり21世紀委員会」からの新たな提言

提言概要	P 1
はじめに～「市民憲章推進条例制定」に向けた新たな「提言」に当たって～	P 3
1. 新たな「人づくり提言」の今日的意義	
（1）これまでの取組を振り返って～憲章制定までの経緯と今日までの成果～	P 4
（2）子どもたちを取り巻く状況と課題	P 6
（3）市民の声や思いを集めて ～アンケートと意見交換会から～	P 7
2. 提言～市民の思いを集めて、私たち大人がすべきこと～	
（1）子どものいのちに関わる課題解決の推進	P 1 1
（2）子どもの豊かな育ちを支える社会環境づくり	
①「親の学び」の活性化	P 1 3
②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	P 1 4
（3）子どもの育ちを支えるネットワークと 地域におけるセーフティネットの構築	P 1 4
①行政と市民組織，市民組織間の更なる連携	P 1 5
②子ども・親・家庭を支える有機的つながりの構築	P 1 5
3. むすびに	P 1 7
（参考） 「人づくり21世紀委員会からの提言」までの取組経過	P 1 8

「人づくり21世紀委員会」からの新たな提言 概要

はじめに～「市民憲章推進条例制定」に向けた新たな「提言」に当たって～

- ・ 「人づくり21世紀委員会」は、自らが具体的に行動するとともに、市民と行政が共に協力し合い、社会全体で子どもが健やかに成長する環境を創り出すことを目指してきた。
- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章」制定から3年が経過し、新たに「憲章を推進する条例」制定に向けた動きのある中で、人づくり21世紀委員会からの「提言書」を作成し、京都市に提出するとともに、市民にも再度問いかけていきたい。

1. 新たな「人づくり提言」の今日的意義

(1) これまでの取組を振り返って～憲章制定までの経緯と今日までの成果～

- ・ 平成16年に起きた小6女児同級殺人事件をきっかけに、子どもたちの「命」を守るため「大人として何ができるのか」を問いかける取組を重ね、平成18年6月に「人づくり21世紀委員会からの提言」を発表
- ・ この提言を契機として平成19年2月、「子どもを共に育む京都市民憲章」が制定された。
- ・ 市民憲章制定後、各幹事団体・行政区ネットワーク、行政においても、具体的な行動や実践の輪が広がり、子どもを取り巻く緊急課題への社会的機運の高揚に大きく貢献

(2) 子どもたちを取り巻く状況と課題

- ・ 児童虐待等の子どもたちが犠牲となる事件は後を絶たず、また、ケータイの「依存性・危険性」や、「児童ポルノ」問題も、子どもたちの成長を守るため看過できない状況

(3) 市民の声や思いを集めて ～アンケートと意見交換会から～

- ・ 「KYOTO 未来づくりアンケート」を実施し、5,664名からの意見や願いを集約「子どもが育つ環境に大人が悪影響を与えている」と感じている回答が70%を超える。また、子どもを取り巻く問題について、7割以上が「携帯電話・インターネット」を心配な点として挙げる。
- ・ 「人づくり意見交換会」第1回；平成21年12月16日、第2回；平成22年2月23日 各回とも100名以上の幹事・行政区実行委員が参加し、グループに分かれて協議を進める。
- ・ アンケート及び「意見交換会」では、子どもが育つ環境に対する様々な課題が指摘されており、主な内容を抽出して列挙

- ・ 今回出された市民の意見や意識からは、私たちの取組が、変化する社会状況の問題を大きく打開するものとしては受けとめられていないことが分かる。
- ・ 「市民憲章」の実践・普及を飛躍的に加速させることが急務であると考え、憲章を推進する条例の制定に対して、市民の声がより反映されるように新たな「提言」を行う。

2. 提言～市民の思いを集めて、私たち大人がすべきこと～

家庭・地域・社会などを巻き込んだ「大人としての行動」を提案するとともに、行政とのパートナーシップと市民諸団体との幅広い連携の下、以下のような取組の推進を提言

(1) 子どものいのちに関わる課題解決の推進

・下記の「緊急課題」への対応については、早急な対応が求められており、「子どもの携帯電話のフィルタリング解除要件の厳格化」など条例の整備、「児童ポルノ」への法的規制への動きを促すことが必要

- ①インターネット・ケータイ等ネット社会への対応
- ②薬物の乱用や性感染症への対応
- ③子どもの虐待への対応
- ④児童ポルノへの対応
- ⑤電子映像メディア依存への対応
- ⑥性や暴力情報、有害玩具への対応

(2) 子どもの豊かな育ちを支える社会環境づくり

①「親の学び」の活性化

- ・「親支援プログラム」の周知や、それが十分に機能していくためのシステム整備
- ・市民グループや専門団体がそれぞれの特性を活かし、新たな連携の場としてのネットワークの創設
- ・10代の親が交流できる場を確保し、プログラムの受講や悩み相談、交流の推進

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・企業に対する啓発や支援の充実をはじめ、社会全体でのワーク・ライフ・バランスを推進する取組を検討

(3) 子どもの育ちを支えるネットワークと地域におけるセーフティネットの構築

問題解決のカギである市民活動の拡がりを目指すため、市民組織の活動をつなげ、支援する多様な方策の検討が必要

①行政と市民組織、市民組織間の更なる連携

子どもと関わる実践現場の担当者同士がつながる場や、市民団体によるネットワークへの支援を促していく

②子ども・親・家庭を支える有機的つながりの構築

「深刻な課題を抱えつつ孤立した青少年やその家族」の支援活動に関わる団体・グループを支える社会システム・気運づくりの推進

3. むすびに～

- ・市民の切実な声や願いを踏まえて作成した「新提言」は、市民憲章推進条例の制定を求める声として、他方では「市民の協働」を呼びかけるメッセージとして提出
- ・子どもたちの「いのち」と「未来」のために、憲章推進の社会的機運と多彩な行動が、さらに高まっていくことを切に望む

はじめに～「市民憲章推進条例制定」に向けた新たな「提言」に当たって～

21世紀に入り、早くも10年目を迎えた。今世紀の到来と相前後して登場した情報・通信手段としての「インターネット」は、「パソコン」・「ケータイ（『インターネット機能付携帯電話』の意。以下同）」の急速な普及により、政治・経済・社会・文化から、私たち個々の日常生活の隅々に至るまで深く浸透し、様々な影響を与え、市民生活のあり方や形態、さらには人々の価値観までを一変させつつあるといえる。

瞬時にありとあらゆる情報入手と情報発信を可能にし、全世界の不特定多数の人々とネット上で繋がり合うことを可能にしたこの「画期的なツール」は、一方で、個々を分断し、人の個別化・孤立化に拍車をかけ、人と人とのコミュニケーションや繋がり希薄化をもたらすという、矛盾した事態を私たちの社会に招いた。

こうした社会状況は、少子化・長寿化社会において、人間相互の支え合いや助け合い、温もり、思いやり、コミュニケーションといった「人と人との温かい関わりやつながり」を最も必要とするお年寄りや子どもたちにとって、深刻な負の影響を与え続け、早急に社会的解決を要する緊急課題を、次々と生み出し続けている。

「子どもたちのために私たち大人は、今何ができるか、何をすべきか」を主旨として平成10年2月に発足した「人づくり21世紀委員会」のこれまでの歩みを振り返ってみても、こうしたネット社会を背景に、急速に変化し続ける社会のあり方や人々の意識の中で、子どもたちに起きる様々な課題と向き合い、格闘してきた歩みでもあった。

「人は人の中で学び、人は人の中で育つ」。そうした「人づくり」を大切にしてきた京都市の未来が変わらずあり続けるために、私たちは子どもたちの「いのち」をキーワードに「今」を見つめ直し、「未来」を展望する。

「子どもを共に育む京都市民憲章（以下「市民憲章」と言う）」制定から3年が経過し、京都市では、「京都未来まちづくりプラン」において掲げられた「市民憲章を推進する条例（以下「憲章推進条例」という）」の制定が今年度の課題として浮上している。この市民憲章制定に道を開いた私たち「人づくり21世紀委員会」として、この3年間の成果と課題を検証しながら、新たに憲章推進条例制定に向けた「人づくり21世紀委員会からの新たな提言（以下「新提言」という）」を作成し、京都市に提出するとともに、私たち市民にも再度問いかけていきたいと考える。

1. 新たな「人づくり提言」の今日的意義

私たち「人づくり21世紀委員会」は、子どもを社会の宝として、社会全体で育むことは当然の責務である、とした「子どもを共に育む京都市民憲章」を市民全体の誓いとし、憲章制定以後、その具現化を私たちの行動指針として、社会の流れに沿いながら様々な取組を進めてきた。その意味において、私たちの足跡は、子どもの課題に関わることによつて得られた、社会の抱える問題点そのものあぶり出しであったともいえる。

この章では、私たちの取組を総括し、その成果と課題を明らかにしながら、「今」子どもたちに何が起きて、その解決に向け社会全体として、大人として、何が必要なのか。市民全体で考え意見を出し合った過程として述べていきたい。

※本提言書における用語としての、「子ども」または「児童」は、特定の文脈を除き「満18歳未満の者」として用いている。

(1) これまでの取組を振り返って～憲章制定までの経緯と今日までの成果～

「人づくり21世紀委員会」では、平成16年6月1日、長崎県佐世保市で起きた小学校6年生女兒による同級女兒殺人事件(ネットトラブルを契機とする)をきっかけに、「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・携帯電話の弊害」といった子どものいのちを脅かす問題を「緊急課題」と位置付けて「連続講座」を開催してきた。その後、子どもたちの「かけがえのない命」を守るために「大人として、今、何ができるか」を問いかける取組を重ねながら、平成18年6月1日に「人づくり21世紀委員会からの提言(以下「旧提言」という)」を発表した。

「旧提言」における3つの主張

(1) 子どもの育ちを支えるネットワークのあり方を捉え直す

既存のネットワークのさらなる連携、行政の垣根(教育委員会・保健福祉局・区役所等の分担)を越えた連携の提案と、身近な地域社会の支えと専門機関・団体の有機的な繋がりで家庭を支える「地域社会におけるセーフティネットの構築」を提案

(2) 親の学びの場の保障と必修化

現在親である人だけでなく、これから親になるであろう世代も対象として、「子どもを生み育てることの喜びと、その意義を学ぶ場や機会の保障」を提案

(3) 子どものいのちに関わる緊急課題の解決に向けて

「薬物依存」「エイズや性感染症の問題」「虐待」「インターネット・携帯電話の弊害」という4つの緊急課題に対して、官民一体となった取組、目標を明確にした中長期計画、支援団体・NPOへの社会的支援の充実などを提案

この旧提言をもとに「子どものための市民憲章（当時の仮称，素案）」の策定が進められ，市内4ヵ所での「意見交流会」や「市民シンポジウム（H18.11/25）」などを経て，旧提言から8ヵ月後の平成19年2月5日に前文と6項目からなる大人の行動規範を定めた「市民憲章」が制定された。その後，「子どもたちの命と健やかな育ちを脅かすものに対して，毅然とした態度で臨む」と明記した憲章前文の精神を踏まえ，特に「ケータイ」が与える負の側面に着目し，携帯電話事業者も含めた「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」が立ち上げられ，「携帯電話に潜む有害情報の危険から子どもを守る」ための共同声明として，「行動アピール（H19.12/19）」を公表した。

そして，この行動アピールをもとに，「有害情報への規制強化」と「未成年者へのケータイ販売時のフィルタリング義務付け」を求めた3万7千筆に上る署名を集め，衆参両院への請願行動（H20.3/19）を行った。この活動が一つの契機となり，「青少年インターネット環境整備法（H20.6制定，H21.4/1施行）」が制定され，18歳未満の者が使用するケータイへのフィルタリング義務付けが実現されるなど，一定の成果を得た。

また，13の行政区ネットワーク実行委員会では，「中学生とのトーク」や「井戸端会議」などのワークショップで広く議論を興しつつ，多様な市民との「顔と名前のわかる繋がり」を拡げてきた（「資料編」参照）。同時に，京都市PTA連絡協議会・京都市地域生徒指導連合会・京都市地域女性連合会・京都「おやじの会」連絡会等，各幹事団体においても，行政とのパートナーシップのもとに，学習会や各種の取組・行動を展開してきたところである。

続く平成20年度からは，子育て環境の改善を求めて“Do You Kyoto?”を合言葉に，「子ども(K)に優しい(Y)大人(O)の取組(TO)」の推進を図っていった。その中で，京都市PTA連絡協議会では「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー」の取組を提起・推進，京都市地域生徒指導連合会では「人づくり21世紀委員会」との共同講演会や単位地生連でのケータイ問題学習会の実施，携帯電話販売店への「携帯電話啓発ポスター掲示」を求める要請活動，京都「おやじの会」連絡会では「OK（O：おやじ/K：子育て参加に理解のある）企業」を拡充する取組などを進めていった。

一方，行政も私たちを含めた市民とのパートナーシップのもとで，京都市教育委員会では，市立学校に通う子どもたちの「携帯電話所持調査 第1次調査（H19.10 回答者数約6万7千人），第2次調査（H21.7，回答者数約4万人）」や「保護者意識調査（H21.12 回答者数約1万人）」を実施した他，「携帯電話市民インストラクター」養成講座を2回実施し（H20年夏期，21年秋期），現在，60名を超えるインストラクターが市民の要請に応じて，各種のケータイ問題学習会や学校現場に出向き，講演やワークショップで幅広く活躍している。

また，教育委員会と保健福祉局が連携し，大学や各種団体と協働しながら，妊娠期から思春期の子どもを持つ親を対象にした「親支援プログラム『ほっこり子育てひろば』」を作成するなど，旧提言での提案が速やかに，具体化されてきたところである。

こうして、市民憲章が制定された「新たなステージ」において、各幹事団体における具体的な行動や実践の輪が大きく拡がり、「ケータイ問題」をはじめ子どもを取り巻く緊急課題への世論形成、社会的機運の高揚に大きく貢献してきた。

（２）子どもたちを取り巻く状況と課題

しかしながら、子どもたちが犠牲となる事件・事象は今なお後を絶たず、今年３月から４月だけでも、マスコミ報道された児童虐待事件は、桜井市・蕨市・堺市・門真市・寝屋川市・福岡市・大東市で発生し、４つの小さなかけがえのない命が失われている。

旧提言では「４つの緊急課題」を重点的に取り上げてきたが、上記の児童虐待問題をはじめ、薬物汚染問題、エイズ・性感染症問題を巡る問題も、改善されたとは言い難い状況にある。特に、大麻やMDMAなどが、京都市においても手軽に入手できる現実があり、児童・生徒・学生の間でも薬物使用者が増える環境にあると言える。

また、「ケータイの弊害」では、京都市の２度の携帯電話所持調査結果から見ても、他の都道府県に比べて高い所持率で推移する一方、「フィルタリング」設定や「家庭内のルールづくり」が十分でないなど、依然「危険性」から脱却できていない状況にある。その上、中学生では、ケータイ所持生徒の５割が夜布団に持ち込んで使用しているという深刻な「依存性」が、改めて浮き彫りにされた。

また、京都府における少年非行は厳しい状況にあり、小中学生における問題行動では、ケータイを媒体として広域化・複雑化・スピード化が見られるなど、大人側からは問題行動の実相が見えにくくなってきている。

一方、「児童買春問題」は、法的規制強化に伴ってゲームサイトやSNSサイト等「非出会い系サイト」での事件・被害が急増するなど、予断を許さない。加えて、児童虐待、エイズ・性感染症、薬物、若者の自殺者数増加など、絶えず変容し続ける社会問題についての実態認識を共有する必要がある。

このような、ネット社会を温床とする象徴的な事象として、最近「児童ポルノ問題」が社会問題として提起され始めた。特に、ケータイはあらゆる場での「盗撮」を容易にし、その画像が瞬時にネット上で不特定多数の人々に流出・拡散し、様々な犯罪に繋がる状況にある。その為に、子どもがそれを知った場合の心的被害は計り知れず、子どもたちのその後の人生に深刻な影響を与える。警察庁のまとめによると、被害児童数は平成２１年には最高値の４１１人となり、前年比 22%増を更新した。親も含めた大人たちが、子どもたちを金儲けの手段や性の対象とする悲惨な状況であり、子どもの性的搾取や社会的虐待と言わざるを得ない。ネット上を漂う様々な有害情報の中でも、特別に許されないという認識を共有し、子どもたちへの犠牲が今以上に拡大しないよう阻止に向けた取組が早急に求められている。

児童ポルノ問題を新たに含めた「緊急課題」について、連続講座や各種の学習会を足場に広く世論の渦を起こしつつ、子どもを共に育む社会的機運の高揚に努め、行政とのパートナーシップと、市民諸団体との幅広い連携の下に、求められる行動や取組の先頭に立つ決意を込めて、新たな「提言」に繋げていきたい

(3) 市民の声や思いを集めて ～アンケートと意見交換会から～

①「KYOTO 未来づくりアンケート」結果から

そこで私たちは、こうした諸課題についての市民の率直な思いや意見、子育て環境への「不安や思い」などを広く集約するため、「KYOTO 未来づくりアンケート（以下「アンケート）」を実施し、5700名近くの市民からの意見や願いを集めることができた（アンケート結果の詳細は、「資料編」参照）。

「アンケート」結果から見えてきた最大の点は、京都市の子どもたちの現状に対する市民の「危機意識の高まり」である。すなわち、「子どもが育つ環境に大人が悪影響を与えている」と感じている回答は、アンケート全体の70%を超え、「どちらかといえば感じる」も含めると94%以上が現状についての懸念を持っていることがわかる。

また、子どもを中心に考えた時「社会に足りないと感じること」を尋ねた設問では、約5割が「子どもの模範となる行動に努めること」、約4割が「家庭での生活習慣の確立」「地域のつながり」が社会に欠けていると答え、「具体的に心配している子どもたちを取り巻く諸課題」についての設問では、7割以上が「携帯電話・インターネットの問題」を、約6割が「テレビ、ゲームへの依存」、約4割が「食生活の乱れ」や「夜型生活」など生活習慣に関する事項を問題点として挙げている。これは、家庭や地域での子育て環境の変化に対する危機感が市民の間に広く受けとめられていることを示していると考えられる。

②「人づくり意見交換会」

第1回；平成21年12月16日，第2回；平成22年2月23日

こうした中、「人づくり21世紀委員会」では、子どもを取り巻く課題とその背景に潜む要因などを洗い出し、問題解決に向けた取組や行動について議論する「人づくり意見交換会」を開催した。2回にわたる協議に延べ230名以上の幹事や行政区ネットワーク実行委員等が参加し、緊急課題や市民憲章の理念をテーマに、グループに分かれて協議を進めた（詳細については、「資料編」参照）。

アンケート及び「意見交換会」では、子どもたちの育ちを見守り育てる私たち大人社会のあり方について、以下のように様々な問題が指摘されており、主なものを列記しておく。

<子ども自身におきている問題>

- ① 人間関係構築力やコミュニケーション能力が低下している
- ② 自己表現力が乏しい
- ③ 「忍耐力」「我慢強さ」が乏しく、「思い通りにならない」とすぐ「切れる」
- ④ 「思いやり」「感謝の心」「尊敬する心」などが弱い、「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言えない
- ⑤ 「自尊感情」とともに「自制心」が十分に育っていない
- ⑥ 規範意識が低下する傾向に歯止めがかかっていない
- ⑦ 生活習慣の乱れが広がっている（夜型生活など親の不規則な生活の影響もある）
- ⑧ 「手伝い」の減少（手伝う場面の減少，塾や勉強を理由に手伝いを求めない親も）
- ⑨ ネット社会の「匿名性」などの影響か小中学校での問題行動の陰湿化がみられる
- ⑩ 特に思春期の子どもに「ケータイ依存」が強く，学力・人格形成にも影を落している
- ⑪ 外で体を動かして遊ぶ機会が減少している（安心・安全な遊び場や環境が乏しい）
- ⑫ バーチャル・リアリティの影響か、「命はリセットできる・再生する」との誤った認識が広がっている

<大人一人一人の問題>

(ア) 親・家庭

- ① 親の子育て力が低下し，子どもに対する監督・保護力が乏しい
- ② 核家族化により，祖父母と子どものコミュニケーションの機会が減少している
- ③ 核家族化が進み，「子育てのノウハウ」が日常的に祖父母世代から伝達されない
- ④ 子育てを終えた，あるいは子どものいない家庭が子育てに無関心である
- ⑤ 「子育ての孤立化」が進んでいる
- ⑥ わが子さえ良ければという「自子中心主義」の親が増えている
- ⑦ 保護者レベルでケータイの危険性の認識がまだまだ弱く，フィルタリングや家庭内ルールづくりが遅れている
- ⑧ 父親の子育て参加が進んでいない
- ⑨ 家庭内での会話不足が深刻である（親もテレビ・ゲーム・ケータイに依存）
- ⑩ 便利さの陰で親子の絆が希薄化している（手伝い，手作り料理の減少や孤食化，レトルト食品の普及）
- ⑪ テレビ番組の影響か，まじめさや誠実さを嘲笑する傾向が広がっている

(イ) 大人共通の問題

- ① 社会全体が自分たちの利益追求を優先し、大人が余裕を失っている
- ② 自己満足や多様化した個人の価値観だけで生活し、我慢がきかなくなっている
- ③ 倫理観や道徳心が低下している（子どもを注意しない、ものを大切にしないなど）
- ④ 物質的に豊かになり、物のありがたみや労働の価値を教える機会が減少してきた
- ⑤ 行き過ぎた個人主義による孤立化（社会とつながる価値観の喪失）
- ⑥ 自然に対する畏敬の念が喪失されている
- ⑦ 携帯電話やメディアの発達により、ライフスタイルが夜型に移行している
- ⑧ ネット社会の中で、大人の価値観が多様化し、変容している
- ⑨ 性や暴力の情報にあふれ、「命」を軽んじる風潮が蔓延している

<社会の問題>

(ア) 地域において

- ① 地域のつながりが崩壊（「向こう3軒両隣」の精神が崩壊、マンション建設等による町内会への不参加、個人情報への壁によるつながりの希薄化、「門掃き」の減少化）
- ② 地域で子どもを育て教える環境が崩壊（怖いおやじなどが叱るといった場面の消滅）
- ③ 地域の各種団体メンバーが高齢化し、きちんと子育てに機能していない
- ④ 子どもに関わる地域団体やグループがバラバラで、相互の連携が図れていない
- ⑤ 地域団体内部での「世代交代」が円滑に進んでいない
- ⑥ 学校や行政に「苦情・要望」をぶつけるだけの地域住民（主体性・市民性の欠如）
- ⑦ 地域と学校の関係が弱まってきている

(イ) 企業において

- ① 一部の企業経営の中で子どもの健全育成をかえりみない傾向や活動がある
- ② 企業の家庭生活に対する意識が低い（PTA活動をしたくても「ボランティア休暇」が容易に取りにくい実態があり、中小企業にはそのゆとりもない。）

(ウ) 行政において

- ① 子どもたちに危険をもたらす新たな課題への対応が鈍い
- ② 子育て支援策が不十分（子育てにお金がかかりすぎる、子どもを預けられる施設の不足、児童公園の整備不足、行政の縦割りの弊害）
- ③ 非正規社員の増大や、長時間かつ不規則な労働形態の常態化に応じた子育て支援がない
- ④ ワーク・ライフ・バランスへの対応が不足している

このような市民の意見や意識から、私たちの取組も確かに前進したものの、さらに変化する社会状況の問題や課題を大きく打開するものとしては受けとめられていないことが分かる。

したがって今、改めて私たちの取組が、多くの市民に届くものとなるためにも、「市民憲章」の実践・普及を飛躍的に加速させることが急務であると考え、旧提言以降の状況などを踏まえ、憲章推進条例の制定により市民の声が反映されるように新たな「提言」を行うものである。

2. 提言～市民の思いを集めて、私たち大人がすべきこと～

これまで述べてきたことを踏まえ、「人づくり21世紀委員会」として、幹事団体はもとより、家庭・地域・社会などを巻き込んだ「大人としての行動」を提案するとともに、市民とのパートナーシップを掲げる京都市と一体となり、次のような取組の推進を提言する。

なお、旧提言と比して新たな視点として、①新提言が、旧提言で包括的に指摘した課題とその取組について、対象や目標を絞って取り組んでいくことを意識した具体性と実現性を持たせようとしている点。また、②人づくり21世紀委員会の主体性の高まりを基にして、行政任せではない、「人づくり21世紀委員会」の構成団体や行政区ネットワーク実行委員自身が協力し合いながら、一つのネットワークの「軸」となって幅広く市民や企業、行政の連携・協働を促していくことを盛り込んでいる。

(1) 子どものいのちに関わる課題解決の推進

「旧提言」のきっかけとなった「緊急課題」への対応については、早急な対応が求められており、それら問題解決の取組及び市民啓発等は、「人づくり21世紀委員会」をはじめ市民団体が中心となって多様な取組を展開していくことで達成されていくべきものであるが、**行政機関はそれを側面から支援していく取組を進める必要がある。**

すでに、幹事団体をはじめ様々な団体がこの課題に対して、独自の取組を展開している現状において、人的・物的支援を充実させていくことに加え、同じ目的をもって活動する**市民団体の有機的な連携を行政との協働関係のもと、進めていかなければならない。**

「人づくり21世紀委員会」においても、子どもを取り巻く課題ごとに、課題の本質や解決方法、具体的な取組について協議を行う、**関係機関を集めた「ワーキンググループの設置」**などを今後積極的に検討していきたい。

また、子どもに対して悪い影響をもたらす可能性を含むサービスについては、「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」のような、事業者と受け手である市民、行政が協議する場をつくり**当事者相互が合意できる社会的なルールの設定を進めていく必要がある。**

例えば、子どもたちが容易に危険なサイトにアクセスし、事件に巻き込まれる問題等に関しては、「**子どもの携帯電話のフィルタリング解除要件の厳格化**」など条例の整備が必要と考える。

更には、性情報の氾濫、特に児童を性的欲求の対象とする「児童ポルノ」については、ケータイをはじめとするネット社会を温床として急速に拡がりつつある新たな緊急課題であり、社会的虐待と言うべき事態に至っている。現在、京都市PTA連絡協議会が

提唱し、「人づくり21世紀委員会」も共同で、児童ポルノの排除に向けて、児童ポルノ画像の製造・流通・所持の規制や、ブロッキング実施も含めた有害サイト閲覧防止対策など、法規制や条例の強化を求めて「署名活動」を展開しており、市民意識の啓発とともに、有効な法的規制を含めた動きを促していくことが必要である。

(但し、ブロッキングについてはインターネット利用者の通信に秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用への配慮が必要)

以下、アンケートや意見交換会において「緊急課題」の解決策として意見があったもののうち、「人づくり21世紀委員会」として市民と共に取り組むもの、企業や関係機関と連携しながら取り組むべきもの、行政だからこそできる取組について提案する。

①インターネット・ケータイ等ネット社会への対応

取組主体・・・企業や学校、市民を巻き込みながらの行政としての取組

ア 未成年者へのケータイ販売時における「フィルタリング」等への対応

・ 利用者と事業者による携帯電話の「発達段階別機能」設定の検討

イ 有害サイト・悪徳サイトへのネットパトロール強化と規制

ウ 学校内外での「情報モラル・リテラシー学習」の工夫と推進

エ 携帯電話市民インストラクターなどによる「学習会」の拡充

②薬物の乱用や性感染症への対応

取組主体・・・家庭や学校、市民を巻き込みながらの行政としての取組

ア 子ども・若者への教育活動の推進

イ 親や教職員に対する普及啓発活動の推進

ウ 支援団体を支える具体的な取組の推進

③子どもの虐待への対応

取組主体・・・家庭や団体と連携した行政としての取組

ア 乳幼児がいる家庭への専門家や地域住民の訪問制度の確立

イ 広報活動の充実

ウ 若い親への支援体制づくり

エ 「DV（『デートDV』を含む）」防止プログラムの作成・普及

④児童ポルノへの対応

取組主体・・・「人づくり21世紀委員会」等が、家庭、団体と連携した取組

「児童ポルノは絶対に許されない」市民意識の構築や、法的規制も含めた多角的な検討

⑤電子映像メディア依存への対応

取組主体・・・「人づくり21世紀委員会」等が、家庭、団体と連携した取組
ア 「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー」等の推進

取組主体・・・家庭や学校、市民を巻き込みながらの行政としての取組
イ メディアリテラシーを育てる教育

⑥性や暴力情報、有害玩具への対応

取組主体・・・企業や学校、市民を巻き込みながらの行政としての取組

ア 年齢確認が困難なインターネット上の売買や通信販売の規制

イ 無料風俗求人誌の設置場所の制限

(2) 子どもの豊かな育ちを支える社会環境づくり

①「親の学び」の活性化

旧提言において提案した「親の学びの場の保障と必修化」については、京都市において「親支援プログラム（事業名『ほっこり子育てひろば』）」として平成22年度から本格実施されることは大きな前進である。

しかし、この学習プログラムが社会において広く利用され、このプログラムを本当に必要としている親に体験してもらうためには、行政における執行体制を見直すなど、十分に機能していくための社会システム整備が必要である。

また、学校や保健センター等の公的機関はもとより、企業等の私的機関とも連携しながら、学習機会と場所の確保につとめることが必要であり、行政として乳幼児健診での「親支援プログラム」の周知や、保健センターにおいての積極的な子育てグループの受け入れ、学校を拠点とする親学びの機会づくりが必要であると考えます。

更には、その実施にあたっては、市民のグループや専門団体がそれぞれの特性を生かして関わるという形で展開されることが望ましく、新たな連携の場としてのネットワーク創設が必要と考えます。

旧提言における指摘の眼目は、現在親である人はもとより、将来親となる若い世代にも、必要な学習支援の機会が提供されるシステムづくりが必要という点に大きな意味があった。「親支援プログラム」が、中学や高校等それぞれのレベルに応じて、「子どもを産み、慈しみ、育てること」の感動を与え、「子育てに希望を持てる社会の実現」に大きな効果をもたらすために、家族の社会的機能・役割とそれを支える地域や社会の重要性を知る学習システムと連動する取組を進めることが必要である。例えば、「人づくり21世紀委員会」幹事団体が中心となって、10代の親が交流できる場を確保し、プログラムの受講や悩み相談、交流を進めていくことが考えられる。そしてこれらは、一方

で私たち大人の世代が「学び」の必要性を十分に理解できていない現状を認識しながら、次世代に対する生涯学習の大切さを伝える取組を進めるには、行政として地域団体とも連携しつつ、**地域の方や親同士で気軽に話し合える機会を確保していくことが必要である。**

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

上記プログラムはもとより、様々な課題に関する研修等の啓発活動は、市民が自発的に参加できる余裕をもてる社会環境の条件整備がなければ、結局、「本当にそれを必要とする方に取組の効果が及ばない」という結果をもたらす。意見交換会でも多く指摘がなされたように、「24時間化」など休日なしの社会環境や長時間労働により、社会に多忙感が広がっている現状や、不安定雇用の拡大という状況の中では、ゆとりを持った子育てができにくく、同時にボランティアな動機に基づく市民団体の活動が十分に活性化しない状況にあると言える。

また、男女共同参画社会が定着しつつあるとはいえ、企業活動に従事する男性が子育てに関わる時間は多いとは言えず、子どもの健やかな育ちのためにも、働く人のワーク・ライフ・バランスを意識した企業経営を進める必要がある。京都「おやじの会」連絡会が取組を進めている「OK企業」認定制度等、企業の側の意識変化を期待するとともに、行政として企業に対する啓発や支援の充実について、**社会全体でのワーク・ライフ・バランスを推進する取組として早急に検討する必要がある。**

（3）子どもの育ちを支えるネットワークと地域におけるセーフティネットの構築

これら子どもたちを取り巻く諸課題は、単に行政に対する要望を行うだけでは解決に至らず、私たち「人づくり21世紀委員会」をはじめ団体・市民が中心となって行政とのパートナーシップのもと問題解決に向けて行動を起こしていく課題である。しかしながら、その解決手段を、個人の自助努力や意識改革だけに頼ることは必ずしも有効ではない。現在の子育ての支援、子どもを巡る問題の「原因」に大人の意識の問題があるのは確かであるが、その背後にある社会状況や社会システムの問題を捉えないと実効力のある対応とはならないのである。

つまり、それぞれの課題への取組は、実際には多様なグループ、組織、団体の活動を通して進められる部分が多く、そうした「活動を支えるための支援活動」が求められる。従って「地域」にまつわる提案がなされる時に、すべての「地域」に共通する課題もあるが、個別の地域に特有の問題や、子どもが育つ際に集中して問題が生じている現実もあり、このような個別の事態に柔軟に対応していくことができるのも、地域諸団体や

NPO等の市民活動組織の強みである。

このように、問題解決のカギである「市民活動」が広がっていくことを目指すために、**市民組織の活動をつなげ、支援する多様な方策の検討が必要**である。現在、「人づくり21世紀委員会」行政区ネットワーク実行委員会が主催し、各地域で行われている中学生と大人のトークや大人同士の井戸端会議などのように、子どもと地域の大人、地域で活動する大人同士が“出会い直す”取組は、とても大きな意味を持っている。それに加えて、たとえば、**子どもの活動を支援する団体を横断的に「支援する団体」の設置やその活動の場を確保し、行政的に支援することも必要と考える。**

①行政と市民組織、市民組織間の更なる連携

旧提言において指摘した、「子どもを軸としたネットワークの強化と連携」とそれを所管する各行政機関の連携について、民間団体を含んだ“ネットワーク”組織がいくつか立ち上がっている。しかし、それぞれの組織の壁を越えた連携がもたらされているとはいえ、管理職が集まるのみで十分な実践に即した情報交換がされない組織や、行政の縦割りの弊害の影響を受け、団体ごとの行政との連携が団体の活動における縦割りになっている実態など、実効性のあるつながりが出来ているかどうかの確認が必要である。

また、ひきこもりや無業の状態など社会的自立に困難さを持つ若者の支援システムづくりを目指す「子ども・若者育成支援推進法」がこの春に施行され、京都市でも秋には「子ども・若者支援地域協議会」が立ち上げられる予定である。他方、児童虐待への手立てとして既に動き始めている「要保護児童対策地域協議会」など、行政機関の連携をもとに民間団体を巻き込んだネットワーク形成の機運が高まりつつある。

中京区における「思春期に関わる団体・機関ネットワーク」など、現場担当者同士が繋がり合うネットワークの模索などがすでに始められているが、今後、行政の管轄局として、**子どもと関わる実践現場の担当者同士がつながりあえる場を作るなどの方策検討が必要**り、さらには市民団体によるネットワークへの支援も併せて促していく必要がある。

②子ども・親・家庭を支える有機的つながりの構築

旧提言において指摘するように、「諸課題に直面した子どもを抱えた親・家庭」を効果的に支援していくためには、地域組織と専門機関・専門支援団体が情報を持ち寄り、それぞれの特徴を生かした連携をしていくことが有効である。子ども・親・家庭を支える有機的つながりを確保するために、「人づくり21世紀委員会」の幹事団体や各行政区を拠点に活動するネットワーク実行委員会も、地域の人的な資源を生かしながら取組を進めている。さらには、現在、各地で行われているさまざまな主体による**実践の経験を持ち寄り、有効な取り組み方を他地域に広げていくシステムづくりを団体及び行政として協議していく必要がある。**

また、学校を中退、または卒業した後で不安定な雇用や無業の状態となった若者の一部は、社会との関わりを失って引きこもっていく状況がある。さらには、引きこもりや非行行動を取る若者が、家族もろとも地域社会で孤立し、そうした状況を固定化させ、また、悪化させる状況がある。それを防ぐためには、学校との関係が切れる前に、**若者と必要な支援機関・団体とのつながりを講じるため、学校への地域担当者の配置などの取組を進める必要がある。**また、こうした「深刻な課題を抱えつつ孤立した青少年やその家族」の支援活動に関わる**諸団体・グループなどの活動を支える、社会システム・気運づくりを行政としても積極的に講じてもらいたい。**

3. むすびに

京都市には、永続する歴史都市としての「自治」や「子育て」の確かな歴史と伝統がある。古くは、応仁の乱で荒廃した焼け野ヶ原から町衆の手で見事に復興した祇園祭はもとより、明治初頭には全国的な学制発布に先駆けて、市民の「竈金（かまどきん）」により64校にのぼる「番組小学校」を創設するなど、先駆的な実績がある。その伝統と、試され済みの「豊かな人間力」は、今なお衰えることなく市民の間に脈々と受け継がれ、流れ続けている。

こうした「京都の底力」に依拠した「未来の地域主権のまちづくり」を展望する時、その担い手となる子どもたちの今と未来について、「市民憲章」制定後3年を経た今、これまで述べてきた経過と課題を踏まえつつ、条例制定により憲章推進の流れに大きく弾みをつけ、京都市の子どもたちの今と未来を明るい光で包み込みたいと切に願う。21世紀を覆いつくすネット社会の闇の中で、生まれた時から冷たい「電子画像浴」の中で育つ子どもたちを、京都市民の温かい「豊かな人間浴」の中に取り戻さなければならない。

子どもたちの育ちと学びの環境は、家庭・地域・学校がそれぞれに、当事者や専門家として懸命に汗を流し、共に連携しながら整えていくことが基本である。「いつくしみと愛情に満ちた家庭生活」、「安心・安全の中で体験が広がる地域生活」、「充実した楽しい学校生活」は、子どもたちが育ち学ぶ上で不可欠の土台であり、どの一つが欠けても、不十分であっても、学力向上や豊かな人格形成には結実しない。子どもたちの成長はまた、未来のまちの礎でもある。そのためにも、私たち大人が子どもたちの目の前で、人間らしく生きるためにより良い生涯学習社会を目指し、互いにいきいきと学び合い育ち合う姿を示し続けることが、子どもたちへの最良のお手本となり、かつ最大の激励となるに違いない。

この間私たちは、人づくり連続講座での意見・感想アンケートに加え、5,700人近い「アンケート」での意見収集、昨年から今年にかけて2回にわたる「人づくり意見交換会」での熱心なワークショップにおいて、「旧提言」作成時をはるかに上回る多くの市民の声を結集してきた。「学び気づく」ことから始めた「旧提言」作成時点からすれば、多くの分野で取組や実践が進み、その成果と課題が「いのち」をキーワードとして、これらの中にふんだんに盛り込まれている。

こうした市民の切実な声や願いを踏まえて作成した「新提言」は、一方では「憲章推進条例」の制定を求める声として、他方では市民の協働を呼びかけるメッセージとして、提出する。私たち市民の思いや取組が、燎原の火のごとく一層広範囲に拡がり、子どもたちの「いのち」と「未来」のために、憲章推進の社会的機運と多彩な行動が、さらに高まっていくことを切に望んでやまない。

＜参考＞

1. 「人づくり21世紀委員会からの提言」までの取組経過

平成16年

6月1日 長崎県佐世保市の小学校において、インターネットを巡るトラブルが原因となり、小学生が同級生を刺殺する事件が発生。

6月3日 平成16年度第1回幹事会

上記事件を受けての緊急討議。かけがえのない子どもたちが二度と被害者にも加害者にもならないために、子どものいのちに関わる諸問題を緊急課題として具体的に取り組むことを提起。

以後、「虐待」「薬物」「エイズ」「インターネット・携帯電話の弊害」の問題について連続講座や人づくりフォーラムの開催など、緊急課題として取り組むとともに、各行政区の「人づくり」ネットワーク実行委員会においても緊急課題を踏まえた取組を展開。

7月14日 第1回全体協議会

12月20日 第2回全体協議会・幹事会

平成17年

2月26日 第8回人づくりフォーラム

緊急課題に対する活動報告、解決に向けたアピールの採択

10月18日 第1回連続講座「薬物」〈218名参加。寄書き提出133名。〉

11月24日 第2回連続講座「エイズ」〈185名参加。寄書き提出112名。〉

12月17日 第3回連続講座「虐待」〈332名参加。寄書き提出183名。〉

平成18年

1月24日 第4回連続講座「インターネット・携帯電話の弊害」
〈230名参加。寄書き提出147名。〉

2月25日 人づくり21世紀委員会が2年間にわたる市民ぐるみの議論をもとに、「提言」（中間まとめ）を京都市に提出

6月2日 「提言」を京都市に提出

2. 「子どもを共に育む京都市民憲章」制定への京都市の取組経過

- 7月20日 京都市子どものための市民憲章懇話会設置（以降6回開催。）
- 11月10日 パブリックコメント募集開始（12月8日まで、196名応募。）
意見交流会開催（10、13、14、15日、市内4会場で279名参加。）
- 11月25日 シンポジウムを開催（350名参加。）

3. 「子どもを共に育む京都市民憲章」制定後の取組経過

平成19年

- 2月5日 「子どもを共に育む京都市民憲章」制定
- 2月24日 「子どもを共に育む「市民憲章」制定記念の集い」を開催
〈第10回人づくりフォーラムと同時開催〉（2,800名参加）
- 3月13日 京都市会が「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議
- 12月22日 「第11回人づくりフォーラム」開催

平成20年

- 10月25日～12月20日 「「子どもを共に育む京都市民憲章」推進に向けた『人づくり活動協調期間』」を設定し、活動を展開

4. 「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例制定に向けた取組経過

平成21年

- 1月27日 「京都未来まちづくりプラン」において「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例の制定を発表
- 2月14日 第12回「人づくりフォーラム」開催
- 6月1日 平成21年度第1回幹事会
「市民憲章」推進条例の制定を踏まえた取組方針を確認
- 12月16日 第1回人づくり意見交換会（約110名参加）
- 12月～22年3月 「KYOTO 未来づくりアンケート」の実施
（5,664名から意見聴取）

平成22年

- 2月23日 第2回「幹事会」及び「意見交換会」（約120名参加）
- 5月9日 人づくり「活動報告会」で、提言の中間まとめを京都市に提出